

立川市緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する緑地、樹林地等の保全、育成及び管理（以下「樹林地等保全活動」という。）を市民等との協働により進めていくために、樹林地等保全活動を行う団体に支援を行い、優良な緑地、樹林地等を未来に継承し、もって市民の健康な生活環境を確保することを目的とする。

(活動の支援)

第2条 市長は、第7条第4項に規定する活動団体に対し、その求めに応じて、予算の範囲内で、次の各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を行うものとする。

- (1) 樹林地等保全活動に関する研修を受講する機会等の提供
- (2) 樹林地等保全活動に関する情報の提供
- (3) アドバイザーの派遣
- (4) 道具の貸出

(緑地、樹林地等)

第3条 支援の対象となる緑地、樹林地等（以下「樹林地等」という。）は、次のいずれかに該当する樹林地等で、市長が樹林地等保全活動を承認する区域とする。ただし、立川市公園等清掃美化協力員会要綱（平成12年4月1日市長決定）に基づく立川市公園等清掃美化協力員会（以下「清掃美化協力員会」という。）が活動する区域は、支援の対象となる樹林地等から除くものとする。

- (1) 立川市緑化推進条例（昭和49年立川市条例第9号）第3条第1項の規定により指定した保護樹林地
- (2) 立川市公園条例（平成13年条例第10号）第2条2号に規定する都市公園内の樹林地
- (3) その他市が管理する樹林地等であって、敷地面積が500平方メートル以上のもの

(団体)

第4条 支援の対象となる団体は、この要綱の目的を理解し、樹林地等保全活動に対する意欲をもつ団体であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 原則として5名以上の構成員がいること。
- (3) 構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。

(活動承認区域活動団体の数)

第5条 第3条に規定する区域にあつては、樹林地等保全活動を行う団体は、一区域につき一団体とする。ただし、当該区域が大規模樹林地等である場合は、必要な条件を付したうえで複数の団体の活動を承認することができる。

(樹林地等保全活動)

第6条 支援をする樹林地等保全活動は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 草刈り、ごみ拾い、落ち葉、枯れ枝等の清掃などの管理活動を行うものであること。
- (2) 樹林地等保全活動を行う場所において、市が定める樹林地等の保全管理計画等がある場合は、当該計画に基づく活動内容であること。
- (3) 樹林地等保全活動を行う者及び当該活動を行う場所の周辺の安全が確保できること。
- (4) 樹林地等保全活動を行う場所に私有地を通行することなく出入りできること。
- (5) 年6回以上行うものであること(1区域につき)。

2 樹林地等保全活動を行う場所に私有地を通行しなければ出入りできない場合にあつても、当該土地所有者等の同意等が得られれば、前項第4号に定める要件を満たしたものとみなす。

(活動の申請及び承認)

第7条 前条に規定する要件を満たす団体が、樹林地等において樹林地等保全活動を行おうとするときは、あらかじめ樹林地等保全活動承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、原則として1年間の活動計画書を添えて行うものとする。

3 第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る樹林地等の土地所有者の同意を得たうえで、内容を審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、樹林地等保全活動承認書(第2号様式)により、不適当であると認めたときは、樹林地等保全活動不承認書(第3号様式)に理由を付して当該申請をした団体に通知するものとする。

4 前項の規定により承認を受けた団体(以下「活動団体」という。)は、第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、樹林地等保全活動変更承認申請書(第4号様式)を速やかに提出するものとする。

5 前項の規定による申請を承認したときは、樹林地等保全活動変更承認書(第5号様式)により通知するものとする。

(活動の報告)

第8条 活動団体は、前条第3項及び第4項の規定により承認を受けた樹林地等保全活動(以下「活

動」という。)が終了したときは、速やかに樹林地等保全活動報告書(第6号様式)を提出するものとする。

2 市長は、前項に定めるほか、必要があるときは、活動団体に対し報告を求めることができる。

(活動団体の遵守事項)

第9条 活動団体は、活動を行うに際して、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、第5号から第10号までに掲げるものについては、市長及び活動に係る樹林地等の土地所有者の承諾を得たときは、この限りでない。

- (1) 活動に際しては、不慮の事故に備え、必要な保険に加入すること。
- (2) 清掃美化協力員会その他関係団体及び地域との連絡調整を図り、良好な関係を保つこと。
- (3) 利用者及び近隣住民への迷惑になる行為は行わないこと。
- (4) 自ら持ち込んだゴミは持ち帰ること。
- (5) 活動時間は原則として、日出から日没までとすること。
- (6) 火気は使用しないこと。
- (7) 車両は乗り入れないこと。
- (8) 動植物の移入、捕獲、殺傷及び採取をしないこと。
- (9) 土石の類の採取その他土地の形質変更を行わないこと。
- (10) 工作物を設けないこと。

2 法令等で指定された樹林地等の場合は、法令等を遵守するとともに、法令等に基づき必要な手続を行わなければならない。

(活動承認の取消し)

第10条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認した内容と異なる活動をしたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (3) 前条に規定する遵守事項を守らなかったとき。
- (4) 活動の承認をした樹林地等の土地所有者から、当該活動に係る同意について取消しの申出があったとき。
- (5) その他樹林地等の管理上著しく支障があるとき。

(賠償責任)

第11条 活動団体は、活動において故意又は過失により市、土地所有者又は第三者に損害を与えた

ときは、自らその損害の費用を負担し対処するものとする。

(自己責任の原則)

第12条 活動団体は、自らの責任において活動を行うものとし、活動中に生じた事故について、市及び土地所有者は、その責任を一切負わないものとする。

(落ち葉、果実等の処分)

第13条 活動団体が活動の一環として得た落ち葉、果実等については、市長の承認を得たものに限って当該活動団体が処分することができる。

2 前項の規定による処分により活動団体が対価を得たときは、当該対価は樹林地等保全活動のために活用し、当該活動団体は、当該対価に係る収支報告書を提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、基盤整備担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。